令和８年度第１回坂戸市総合教育会議議事録

会議の名称		令和８年度第１回坂戸市総合教育会議
開催日時		令和８年６月２９日（月）　開会：午後３時３０分 閉会：午後４時３４分
開催場所		坂戸市役所　３０１・３０２会議室
出席者	構成員	○坂戸市長　石川　清 ○教育委員会 教育長　太田　正久 教育長職務代理者　小川　一信 委員　蓼沼　康子 委員　松井　正樹 委員　毛利　陽子
	事務局等	○会議の事務局（教育委員会） 教育部長　三田　耕治 教育部長　加藤　美帆 次長兼スポーツ推進課長　清水　智則 副参与兼教育総務課長　鈴木　貴之 社会教育課長　菅野　規之 図書館長　佐藤　美和子 図書館係長　近藤　猛 図書館係長　前田　博美 図書館係長　久保　彰子 学校教育課長　市川　宗典 学校教育課副課長兼指導主事　志治　慎由 教育総務課課長補佐　新井 武大 教育総務課庶務係主任　佐川　和泉 教育総務課庶務係主任　森田　拓海 ○市長部局 総合政策部長　齊藤　秀一 次長兼企画調整幹　宮崎　格 政策企画課長　林　洋司
会議次第		１　開会 ２　挨拶 ３　協議事項 (1) 坂戸市教育大綱及び第２次坂戸市教育振興基本計画の計画期間延長について (2) 子どもの読書について

	４　報告事項 　　坂戸市いじめ防止基本方針の改訂について ５　閉会
傍　聴　者	０名
発　言　者	発　言　内　容
事務局	ただ今から、令和８年度第１回坂戸市総合教育会議を開会させていただきます。初めに、石川市長より御挨拶をお願いします。
市長	お忙しい中御参集いただきありがとうございます。本日は、「坂戸市教育大綱及び第２次坂戸市教育振興基本計画の計画期間延長」と「子どもの読書」についてを御協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
事務局	続きまして、太田教育長より御挨拶をお願いします。
教育長	石川市長におかれましては、御多用の中、総合教育会議を招集していただきありがとうございます。坂戸市の教育の充実のためには、市長と教育委員会が連携することが極めて重要だと考えております。特に「子どもの読書について」は、子ども読書活動推進計画と、こども図書館の設置について、市長の御意見を直接賜り、今後教育委員会でも十分検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。
事務局	ここで議事に入ります。議事進行につきましては、坂戸市総合教育会議設置要領第４条第１項の規定により、会議の議長である石川市長にお願いします。
市長	それでは、協議事項（１）坂戸市教育大綱及び第２次坂戸市教育振興基本計画の計画期間延長について、を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	協議事項１、坂戸市教育大綱及び第２次坂戸市教育振興基本計画の計画期間延長について、御説明します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第２項において、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第１項の総合教育会議において協議するものとする。」と規定されていることから、この度、総合教育会議で協議していただきたく提案をするものです。資料１をお願いします。坂戸市の教育大綱及び教育振興

	基本計画については、令和４年１２月の総合教育会議において、「学び合い交流する人づくりのまち」をタイトル目標とする坂戸市教育大綱を策定し、その後、教育大綱の計画期間に合わせた「第２次坂戸市教育振興基本計画」を策定し、本市の教育行政の推進に努めているところです。現行計画は令和９年度までを計画期間とするものであり、令和１０年度からの次期計画の策定に着手する必要があります。一方、教育大綱及び教育振興基本計画の策定に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項において、「地方公共団体の長は、教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定されており、市の教育大綱及び教育振興基本計画を策定するには、国の計画を参酌する必要があります。ここで、資料２をお願いします。こちらは、国、県、市の教育振興基本計画の計画期間を示したものです。上段の表が市の現在の計画更新スケジュールで、下段の表の一番上が国の教育振興基本計画の計画期間となっています。国も令和１０年度からが次期計画となっていることにより、本市の計画策定に際して、最新の国の計画を参酌することができない状況となっています。こうした状況を踏まえて、現教育大綱及び第２次教育振興基本計画の計画期間をそれぞれ１年間延長し、令和１０年度までの計画期間として、次期計画を国の計画の１年後に策定することにより、国の計画の内容を参酌することができるようになるというものです。今後のスケジュールですが、本日の会議において教育大綱の計画延長を御協議いただいた後、７月の教育委員会会議で第２次教育振興基本計画の延長を審議いただく予定です。その後、市長決裁を経て正式に教育大綱と第２次教育振興基本計画の延長を決定させていただきます。８月頃には第３次教育振興基本計画の策定方針を決定し、９月頃に市議会への報告を行い、令和９年度から令和１０年度までの２年間をかけて次期教育大綱と第３次教育振興基本計画の策定を行う予定です。なお、資料１の裏面には、本市の教育大綱・教育振興基本計画の沿革と、国・県の教育振興基本計画の計画期間を記載していますので御確認ください。説明は以上です。
市長	皆さんから御意見等ございますか。ないようですので、そのように進めてください。
市長	次に、協議事項（２）子どもの読書について、を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局	協議事項２、子どもの読書について、御説明します。図書館からは２点ございます。初めに、資料「第５次坂戸市子ども読書活動推進計画（素案）」を御覧ください。現在、６月１日から６月３０日まで、本計画について市民コメントを募集しているところですが、現時点で１名の方から意見・提案が提出されています。市長並びに委員の皆様には、御意見等がありましたらお聞かせいただければと存じます。次に、資料「こども図書館の設置について」を御覧ください。御説明させていただく内容は、現時点での図書館としての考え方です。初めに、こども図書館の概要です。子供や乳幼児を連れた保護者が安心して楽しく本に触れ、また、子供たちが将来にわたり本に親しめるよう絵本や児童書を揃え、ゆったりとした時間を過ごせる、賑わいや笑顔が集うことでふれあいを促進し、子育て支援につなげます。また、床に座った状態で本を読むことができる読書スペースの確保や、子供の手が届きやすい書架などの配置を工夫し、子育て世代が気兼ねなく入りやすい図書館とします。さらに、ティーンズ向けの図書の書架も充実させ、児童生徒のニーズにも幅広く対応したこども図書館とします。蔵書可能冊数は、最大で約４万７，０００冊です。内訳として、利用者が自由に利用できる開架スペースが約３万５，０００冊、出版年の古くなった本や利用の少なくなった本を収納する閉架スペースが１万２，０００冊となっています。勝呂分館と比較すると約２倍の収蔵スペースとなります。令和１０年度の開館当初の購入冊数は、蔵書可能数３万５，０００冊の６０％の２万１，０００冊を予定しており、購入額は５，４３７万８，０００円を見込んでいます。次に、図書館で調達する主な備品ですが、運営のために購入が必要な主な備品を載せています。備品全体の購入額は、２，２３３万８，０００円を見込んでいます。このほかに、図書館システムの借上料や中央館から図書を移動するための費用が必要になります。次に、主なスケジュールですが、今年度中に方針策定と予算要求をし、来年度条例制定等を行い、令和１０年度にオープンの予定です。続きまして、こども図書館についての図書館としての考え方の案です。運営については、休館日を減らしながらも安定した職員配置を行うことにより、市民サービスの低下を防ぐこと、また、民間のノウハウを活用し、アイデアを生かしたこども図書館ならではの自主事業の実施も可能となることから、指定管理業務委託が望ましいと考えています。休館日については、中央館は月曜日が休館となっていますが、こども図書館の休館日は原則年末年始のみとし、このほか、館内整理や蔵書点検等が必要な場合のみ臨時休館することを考えています。利用時間については、商業施設の営業時間等を考慮し、利用者の利便性の向上を図るため、午前９時３０分から午後７時までを考えています。利用資格は、中央館

	と同様にしたいと考えています。その他、こども図書館のオープンに合わせて、こども読書通帳を導入したいと考えています。また、児童サービス全般を中央館から移管することで、よりこども図書館としての機能や役割が果たせるのではないかと考えています。このほか、子供たちにとって楽しいと思えるような、魅力ある、居心地のよい図書館になるよう工夫してまいります。皆様から御意見等がございましたらお聞かせいただければと存じます。説明は以上です。
市長	本を読んでいる子供と読まない子供では人生が全く変わります。子供がお腹にいるときから読んであげるくらい、意味が分からなくても小さいときから読み聞かせをしてあげると違います。私は小学生のときは本を読んだことがありませんでしたが、中学生のとき、先生に言われて最初に読んだのがヘルマン・ヘッセでした。最初は読みたくありませんでしたが、読み出したら面白くて、坂戸市の図書館で借りて乱読で読んでいました。どうしたら本を読むようになるのか、そこから取り組んでいってほしいです。学校では今どうやって本を読んでいますか。
事務局	小・中学校では朝の読書を実施している学校があります。自分の好きな本を静かに読み、読書をする環境が常にあるような状況で、本を手に取る習慣を付けるようにしています。
市長	図書館でどのくらい子供が本を借りているのか、統計は取っていますか。
事務局	昨年度の児童書の貸出実績は１２万２，２４７冊です。市内の中学生までの登録者数が４，５５０人で、登録率は４２．８％となっています。
市長	そんなに登録しているとは思っていませんでした。年齢別や学年別の統計は出ていますか。
事務局	年齢別、学年別では、令和６年度末時点の登録者数ですが、０歳から未就学児が２３２人、小学校１年生が１２０人、２年生が１８５人、３年生が２５８人、４年生が３６１人、５年生が４５２人、６年生が４７３人で、小学生の合計は１，８４９人です。中学校１年生が５７４人、２年生が６２５人、３年生が６３２人で、中学生の合計は１，８３１人です。

市長	全小・中学生までの４割以上が登録して、その人たちが読んでいるとしたらすごい数字になりますが、学校を見ていてもそんなに本を読んでいるようには見えません。
事務局	令和７年度の年間利用冊数は、中学生までの児童生徒一人当たり約２６冊となっています。
市長	学校の図書館は統計を取っていますか。
事務局	学校図書館の年間利用冊数は、小学校が１人当たり平均３０冊で、中学校が４～５冊です。
市長	中学生になると逆に本を読まなくなっているんですか。
事務局	先ほど御説明した朝の読書は、中学校の方がよく実施していますが、学校図書館で借りたものではなく、家から本を持ってきていることが多いです。
松井委員	小・中学生へは、広報などで図書館の利用者登録を呼びかけているんですか。
事務局	小学校入学時に案内を配っています。
松井委員	小学校１年生で登録したら中学生まで利用できるんですか。
事務局	利用者登録の有効期限は５年間で、継続の手続が必要です。
市長	それだけ本を読んでいれば国語の学力も上がるはずですが、登録だけして図書館を利用していない子もいるのではないでしょうか。
教育長	こども図書館の設置に向けては、先ほど説明がありましたが、最初は蔵書可能数の６０％くらいの本を入れておいて、どんな傾向があるか、子供がどんなものを借りているかということをよく調べて、その後入れる本を検討していく必要があると考えています。
市長	あとは、誰がどんな本を選ぶかです。保護者に、どんな本を子供や孫に読ませてあげたいかアンケートを取ってもいいと思います。せっかく買っても１回も読まれない本もあるし、逆に読まれすぎて回ってこない本もあります。

教育長	１回目の本を選ぶとき、親や、子供の読書に関する専門家など、様々な意見をいただきながら進めていきたいと思っています。以前ある校長さんが話していましたが、少し落ち着かない子がいて、校長さんが朝の時間に読み聞かせをしてあげたところ、とてもよく聞いてくれたそうです。やっぱり、子供は基本的に本が好きですよね。こども図書館でも、今担当の方で、親と一緒に読み聞かせできるスペースなど、ハード面を作るときに色々と検討してくれています。
小川委員	私も、子供の読書活動の推進は大賛成です。赤ちゃんのときに絵本を読み聞かせると本が大好きになります。藤原正彦先生が学力について、「一に国語、二に国語、三、四がなくて五に算数」と言っていましたが、要するに、本を読んでいないと学力向上には全く繋がらないということです。私はこの数年、全国学力・学習状況調査の算数の問題を毎年解いていますが、計算問題は一つも出ていなくて、小学校の問題は全部文章です。単純な計算で答えが出るものでも、全部長い文章で答えを出すという問題なので、本を読んでいない子には解けません。ですから、坂戸市全体の学力を上げるためには、本を読む習慣をつけさせることが極めて重要だと思います。家庭ができることには限界がありますので、私は担任の先生の力量に期待しています。各学校の朝の読書の後、担任の先生が、実は先生こういう本を読んだんだけど、この本の面白さはここだよと、先生が読んだ本の面白さの一部を子供たちに話して、本の魅力を伝えることで、読書しよう、本を読んでみたいという気持ちが高まるのではないかと思います。
毛利委員	妊娠中からの読み聞かせが大事ということを周知して、妊婦さんが集まる場所を提供し、そこで読み聞かせをしてあげるのもいいですし、学校の朝の読書の時間に、子供たちが自分がこの本を読んでどう思ったか、ビブリオバトルのようにみんなの前でおすすめの本を発表することで、他の子もその本面白いな、借りてみようかなと言ってくれるのではないかと思います。
市長	小さいときから膝の上で絵本を読んであげると、子供はもっともっとと言ってきます。保育園や幼稚園を含めて、小さいときからそういう習慣を付けるような指導も必要かもしれません。
毛利委員	大人の方だけでなく、子供が子供に読んであげるのもいいと思います。

小川委員	学校では読み聞かせボランティアの人が来て、子供たちに読み聞かせをしていますよね。ある程度上手に読まないと、内容がうまく伝わらず雰囲気が出ないので、やはりそれなりの訓練を受けた人が読み聞かせをした方が効果的ではないかと思います。
市長	どちらにしても、本を読んでもらう努力をしていきましょうということですよね。
蓼沼委員	本と言ったときに、どういうジャンルのことを仰っているんでしょうか。私は実は、小説の面白さが全然理解できないんです。論理的な事実に基づく社会科学のような本だったら読めるんですが、今でも小説は読めません。子供たちも、小説は嫌だけどこれなら好きだという子もいるかもしれないし、逆ももちろんありますから、みんながそれぞれ好きな本が見付けられるような図書館になるといいと思います。
市長	こども図書館に置く本は何でもありにして、子供たちに自分で選んでほしいです。
教育長	今度のこども図書館は学校とは違って、商業施設でもあるので、色々な人が来るチャンスがあります。未就学の子たちにも、家庭環境に左右されない中で少しでも本を読むチャンスを与えて、様々な子供が読書に入るきっかけになればと考えています。
蓼沼委員	この間亡くなった小澤俊夫先生が、３０年間昔ばなし大学というものを開いていました。筑波大学の副学長だった方ですが、ストーリーテリングや、再話など、ただ語るのではなく、語る人は勉強してくださいと、昔ばなし大学を始めて学長になりました。そこの受講生は何万人もいて、全国を回っていたので、恐らく坂戸市にも卒業生がいるのではないでしょうか。そういう人や、紙芝居やストーリーテリングをしている人を集めて、子供をお膝に乗せて読み聞かせができるといいと思います。
市長	昔話は理にかなっています。人間の本質を突いているのだと思います。
蓼沼委員	小澤先生は昔話の強みを、こんなに世界や時代が変わっても、なぜ昔話が変わらないか、子供がどんどん変わっているのに、みんな魅力を感じる、それには昔話の力があるのだと言っていました。そういう昔話の力を学んで伝えたいと、みんなで勉強して語ろうと、昔ばなし

	大学をずっと亡くなる最期までやっていらっしゃいました。
市長	昔話の本は、図書館に全部入れておいてほしいです。
蓼沼委員	ただし、小澤先生は、絵本に気を付けなさいとも言っていました。昔話の絵本は色々あるので、間違うと子供たちに悪い影響があると。絵によって印象が違いますし、絵本選びは慎重に、考えてやるべきだということです。
市長	その絵本は、誰が選ぶんですか。
蓼沼委員	小澤先生には小澤先生の価値観や理論がありましたが、昔話に対する色々な立場があるので、みんなで勉強して選んでいく必要があります。子供たちも本を読むと伸びると思いますが、私たち大人こそ本を読めば色々なことが分かってきます。また、やはりファクトは大事なので、実際に今誰が何を借りているかという統計を取ることは、次に本を選ぶために絶対必要な条件なので、データを大切にしていただければと思います。
市長	以上で議事を終了します。
事務局	続きまして、報告事項、坂戸市いじめ防止基本方針の改訂について、事務局から説明をお願いします。
事務局	坂戸市いじめ防止基本方針の改訂について、報告させていただきます。資料を御覧ください。「１改訂の経緯」は、令和８年２月の総合教育会議において説明させていただいた内容と同様です。「２これまでの経過」ですが、２月の総合教育会議後、令和８年３月１日から４月３日まで市民コメントと議会からの質疑を実施しました。市民コメントにおける意見はありませんでしたが、議会からは２会派から御質疑をいただき、修正等を行いました。そして、令和８年５月１２日の教育委員会協議会でその結果を報告させていただいたところです。「坂戸市いじめ防止基本方針（案）」を御覧ください。２月の総合教育会議からの修正箇所は、黄色でマークしています。ここでは主な修正箇所のみ報告させていただきます。初めに、４ページの「全ての児童生徒が安心・安全に過ごせる居場所」は、当初は「居場所を作る」のみの記載でしたが、誰のためのどのような居場所なのか不明であると議員から御意見をいただきましたので、「全ての児童生徒が安心・安全に過ごせる居場所」と説明する語句を追加しました。続きまし

	て、７ページの「各種たよりや、保護者会といった説明の機会を利用して、いじめの定義やインターネット上におけるいじめの実態などといった、いじめ防止に関係する内容の啓発等」は、当初は「いじめ防止に関係する内容の啓発等」としておりましたが、この「啓発」の内容について具体的に記載してはどうかという御意見を議員からいただきましたので、具体例にかかわる記載を追加しました。「３今後の予定」ですが、本日の総合教育会議後、７月１日までに市長決裁をいただき、「坂戸市いじめ防止基本方針」を決定とさせていただければと考えております。その後、議長及び副議長への報告を７月６日に行い、小・中学校及び関係所管課へ通知する予定です。小・中学校においては、夏休み期間中の教職員研修等で、市のいじめ防止基本方針を全職員で読み合わせを行い、その後、年度内に各校のいじめ防止基本方針の見直しを行う予定です。報告は以上です。
市長	実際の状況はどうですか。小学校で不登校が増えているのは、いじめと関連があるのではないでしょうか。
教育長	いじめについては、子供が訴えてきたら早くそれを拾ってあげて、解決に向けて対応していこうと取り組んでいます。不登校については、中学校は何とかしなくてはという危機意識から随分減ってきたので、小学校でも危機意識を持って、中学校の手法を参考にしていく必要があると考えています。
市長	中学校では学力のつまずきで不登校になるのは分かりますが、小学校ではそれはないと思っていました。
事務局	小学校の不登校については、４年生、３年生、２年生と、段階的に勉強が難しくなってくるタイミングがありまして、それを乗り越えるのを苦手としているお子さんもいます。親御さんの方も、子供が学力のつまずきで苦しそうにしているのを見たときに、少し休もうかと言って、不登校になってしまっているところはあると思います。
市長	いじめをなくす一つの方法としては、１、２年生、３、４年生、５、６年生と、担任を２年間同じ先生にすることです。１年目で子供を理解できれば、２年目はその子たちをどう指導しようか考えられますが、１年ではそれができないのではないでしょうか。また、私は小・中学校の校門でおはようと挨拶していますが、お母さんと喧嘩したとか、不機嫌だとか、ご飯を食べていないなど、朝から見ているとよくわかります。先生が校門に出てくれている学校もありますが、先

	生にも子供の様子をよく見てほしいです。
事務局	以上をもちまして、令和８年度第１回坂戸市総合教育会議を閉会します。お疲れさまでした。